

◎業務管理体制の整備に係る届出事務の電子化について

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の32に基づく業務管理体制の整備に係る届出については、届出書の郵送等により提出をいただいているところですが、厚生労働省において「業務管理体制の整備に関する届出システム」が構築され、令和5年3月28日より電子申請等による届出が可能となっておりますのでお知らせします。

なお、届出システムの最初の利用にあたっては、事業者ごとにIDやパスワードの取得が必要になりますのでシステムのログイン画面に掲載の操作マニュアルで確認してください。

届出システムはインターネットで「業務管理体制の整備に関する届出システム」で検索するか、以下URLにアクセスしてください。

<https://www.laicomea.org/laicomea/cmns01/cmns0111/init.do>

※届出システムログイン画面は↓

業務管理体制の整備に関する届出システム

ログイン

ユーザIDとパスワードを入力し、ログインボタンをクリックして下さい。

ユーザID	<input type="text"/>
パスワード	<input type="password"/>

ログイン

本システムを初めて利用する介護サービス事業者は始めに下記より手続きを行ってください。

1. 紙媒体等での業務管理体制の整備に関する届出をしたことがありAから始まる事業者番号を付与されている介護サービス事業者

※Aから始まる事業者番号が必要です。事業者番号が不明の介護サービス事業者は、届出をした自治体へお問い合わせください。

2. 初めて業務管理体制の整備に関する届出を行う介護サービス事業者（新規届出の場合）

[パスワードを忘れた介護サービス事業者の方](#)

【事業者の方へのお知らせ】

- | | |
|---|---|
| ① | 運用保守業者へのお問い合わせはメールでのみ対応しております。
電話による対応は行っておりませんので、あらかじめご了承ください。 |
| ② | お問い合わせいただいている内容に関しては順次対応しております。
ご不便おかけしますが、回答をお待ちいただきたく存じます。 |
| ③ | 操作方法については操作マニュアルをご確認ください。
操作マニュアルのダウンロードは こちら |
| ④ | 業務管理体制の整備に関する届出をすでに紙媒体等で行っており、
変更内容がない場合、届出は不要ですのでご確認ください。
なお、届出内容または届出先に変更がある場合には、本システムにログイン後、
メニューの届出事項変更または届出先区分変更から届出を行ってください。 |
| ⑤ | 届出先の行政機関については こちら をご確認ください。 |
| ⑥ | 本システムに関する連絡先・質問票・よくあるQ & Aは こちら |